

## 図書館整備基本計画第 4 章改訂素案意見等

項 目	意見・修正案
<p>資料 4-3-p 2</p> <p>・第 4 章図書館整備に向けた考え方&lt; 1 図書館整備の考え方について (1) 1 基本的な考え方&gt;</p> <p>・資料 4-3-p 1 4 &lt; 5 南部サービスポイントについて&gt;</p>	<p>【修正案】(太字部分)</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>図書館の整備に当たっては、……………(仮称)中部館を整備、稲枝地域に「南部館」を設置します。</p> <p>【修正案】(太字部分)</p> <p>(5 南部サービスポイントの項を削除。p 1 2 記載の「南部館について」の (1) 役割、(2) 規模、(4) 蔵書計画をそのまま記載する。</p> <p>但し (3) の設置場所は「公共施設が集積した稲枝支所周辺のエリアが望ましいと考えます。」とする。</p> <p>修正意見</p> <p>① 『彦根市図書館整備基本計画』では、「いつでも、どこでも、だれもが利用でき、ゆとりある空間で読書ができる図書館づくり」をうたっています。そこでは図書資料の貸出・返却に加えて、『整備基本計画』(p16)に記載されている「安らぎのある居場所としての図書館」が求められています。</p> <p>② サービスポイントの定義が曖昧で、どのような規模の施設が、いかなる場所に設置されるのが適当なのか判断としない。資料 4-3-4 の用語の解説には「13 サービスポイント：図書館以外で、図書館サービスを受けられる場所のこと」とあるのみで、これをもって図書館利用者の利便性の向上が図れるのかはなはだ疑問である。</p> <p>③ 「南部館」の設置に関しては地元稲枝地区の住民との話し合い等、図書館と意思疎通をはかりながら進めることも必要と考える。(仮称)中部館が設置されることで「南部館」がなくなるのは「彦根市図書館整備基本計画」の趣旨に合致しないのでは。</p>